

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。

MIYABITO
宮びと

公益社団法人 宇都宮法人会

● CONTENTS ●

新年賀詞交歓会	2
税務署だより	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会コーナー	10
女性部会コーナー	11
税理士会コーナー	12
医師が語る健康のお話	13
税の百人一首	14
会員の声	15
事業予定	16

表紙写真：花菖蒲
写真提供：小杉 恵子（広報副委員長）

盛大に宇都宮法人会新年賀詞交歓会



佐藤宇都宮市長



懇親風景

表彰者一覧

叙勲

旭日小綬章 株式会社 菊池組	菊池 功 様
旭日小綬章 株式会社 酒井建築設計事務所	酒井 淳 様
旭日小綬章 栃木県石油協同組合	村上 芳弘 様
旭日双光章 栃木県中小企業団体中央会	瓦井 利宗 様
旭日双光章 一般社団法人 栃木県浄化槽協会	高橋 巖 様
瑞宝双光章 有限会社 大木左官店	大木 協二 様
瑞宝単光章 株式会社 篠崎住宅	篠崎 八郎 様

褒章

黄綬褒章 有限会社 テヅカ工業	手塚 勝美 様
--------------------	---------

表彰

関東信越国税局長表彰 日東燃機工業 株式会社	田中正司 様
宇都宮税務署長表彰 株式会社 マルゼン	善林 隆充 様
宇都宮税務署長表彰 株式会社 白井ペニヤ商会	白井 栄子 様
宇都宮税務署長表彰 株式会社 大山総本店	加賀田 雅子 様



高橋会長

去る1月14日午後5時より、市内本町「宇都宮東武ホテルグランデ」において恒例の新年賀詞交歓会を開催し、佐藤栄一宇都宮市長、吉池正一宇都宮税務署長や友誼団体の幹部を含め339名が参集し盛大に行われた。当日はパーティーに先立ち、昨年叙勲、褒章



倉井関東信越税理士会宇都宮支部長



吉池宇都宮税務署長

並びに国税関係の表彰を受けられた会員各位に対し、会長より記念品が贈呈された。法人会は、本年度も公益社団法人として「健全な経営、正しい納税、社会への貢献」をテーマに活動してまいります。



贈呈式風景

税務署
だより

宇都宮税務署からのお知らせ

社会保障・税番号制度の早わかり

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

- 申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。
 - ① 所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）
 - ④ 申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から
- （※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

- 個人番号が記載された申告書等を提出の際には税務署等で本人確認をさせていただきます。

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

- ① 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- ② 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）
 - 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。

表面
(案)



裏面
(案)



社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 - マイナンバーのコールセンター
（全国共通ナビダイヤル） **0570-20-0178**
マイナンバー
- ※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

- 国税庁ホームページのトップページ下段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

② 外形標準課税の拡大による配慮措置

- ① 一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。
- ② 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されます。

2 ふるさと納税の拡充

- (1) 個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の2割（現行1割）に拡充されます。
- (2) 確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが創設されます。

適用時期

(1)の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。(2)の改正は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

消費税関係

消費税率10%引上げ時期の変更

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日とされます。
- (2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われます。
- (3) 「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されます。

資産税関係

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成27年の非課税枠が拡大されるとともに、消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減に対応するための措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

対象期間	消費税率10%の場合(注1)		左記以外の場合(注2)	
	耐震・エコ・(注3)バリアフリー住宅	一般住宅	耐震・エコ・(注3)バリアフリー住宅	一般住宅
26年1月～26年12月			1,000万円	500万円
27年1月～27年12月			1,500万円	1,000万円
28年1月～28年9月			1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

- (注1) 消費税率 10%で住宅購入を契約した者について適用。
 (注2) 消費税率 8%で住宅購入を契約した者及び個人間売買により中古住宅の購入を契約した者について適用。
 (注3) ●耐震住宅：耐震等級 2 以上又は免震建築物に該当する住宅
 ●エコ住宅：省エネ等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 (27 年より追加) の住宅 (※一般的に、太陽光パネル等の設置を伴う増改築等をした住宅は、一次エネルギー消費量等級 4 を満たす)
 ●バリアフリー住宅 (27 年より追加)：高齢者等配慮対策等級 3 以上の住宅

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人（20歳以上50歳未満の者に限ります。以下「受贈者」といいます）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）までの部分については、贈与税が課されないこととされます。

制度の概要

- 親・祖父母（贈与者）は金融機関（注1）に子・孫（20歳～50歳。受贈者）名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円が非課税とされます。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます（注2）。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対しては、贈与税が課税されます。

(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいいます。

(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象とされません。

適用時期

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出される結婚・子育て資金に係る贈与税について適用されます。

3 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられた上で、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

*この概要は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。



法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ（「地方税関係」参照）、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 *地方法人特別税を含む *年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考) 国・地方の法人実効税率 *標準税率ベース	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

適用時期

- (1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 地方拠点化税制の創設

企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税（特別償却又は税額控除）、雇用促進税制の特例が講じられます。

(例) 東京23区からの移転の場合

- ① 本社等の建物等に係る投資減税…特別償却25%又は税額控除7%（27・28年度。29年度は4%）
- ② 雇用促進税制の特例…地方拠点の増加雇用者数1人あたり最大80万円の税額控除（最大の場合、3年間合計で140万円）

適用時期

投資減税については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けた日から2年以内に取得等をする建物等について適用されます。

また、雇用促進税制の特例については、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

地方税関係

1 外形標準課税

(1) 法人事業税の税率の見直し

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり改正されます。なお、法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税（付加価値割及び資本割）が2年間で1/2に拡大されます。

	現行	改正案		
		平成27年4月1日 以後開始事業年度	平成28年4月1日 以後開始事業年度	
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

新 会 員 紹 介 (平成26年12月～平成27年2月入会)

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
細 谷 戸 祭	田辺建築	田 辺 大 輔	宇都宮市山本2丁目1-7	建築業
	(株)イエローバード	旭 野 好 紀	宇都宮市東宝木町4-7	IT・WEB・SECコンサルティング
	Dina	藤 田 良 裕	宇都宮市若草4丁目1-21	美容業
	(有)サンツ	坂 本 修	宇都宮市山本1丁目31-24	不動産管理業
	(株)足利銀行戸祭支店	谷 島 保	宇都宮市上戸祭2丁目3-31	金融業
	三経測量(有)	上 野 浩	宇都宮市長岡町1190-2	測量業
マ ロ ニ エ	(株)宗像ホールディングス	宗 像 豊	宇都宮市錦2丁目3-3	飲食業
	エフワイコーポレーション(株)	鈴 木 広 輝	宇都宮市今泉町266	小売業
	(株)荒川住建	荒 川 豊 和	宇都宮市今泉町1445	建設業
	ヴィヴィアンネイル	山 口 美 奈 子	宇都宮市岩曾町1355-111	美容
	(株)メタル保険. S E A	中 島 薫	宇都宮市下川俣町79-1	保険代理店
御 幸 平 出	大上塗装	大 上 陵 一	宇都宮市御幸ヶ原町30-4	塗装業
	(株)幸栄工業	清 水 栄 一	宇都宮市平出町3630-1	内装工事業
	(有)西沢	西 澤 洋 一	宇都宮市平出町3538-1	食堂
	(株)テクノホーム	深 石 英 樹	宇都宮市御幸ヶ原町150-27	建設業
駅 東	(有)飯塚企画オフィスウイング	飯 塚 一 博	宇都宮市平松本町1223-1	結婚相談業及び不動産管理業
	(有)大和園	潮 田 剛	宇都宮市築瀬町1910-1	食品卸
	(株)ユニマットライフ宇都宮営業所	中 村 公 一	宇都宮市元今泉3丁目19-19	小売・卸売業 (飲料・環境美化・事務用品)
	(株)ジャパンアシスト	栗 林 孝 臣	宇都宮市東宿郷4丁目1-25	食品卸業
	(株)ユースフルコーポレーション	羽 鳥 剛	宇都宮市東宿郷4丁目1-25	設備工事
石 井 横 田	(有)湯浅機工	浅 井 勝	宇都宮市下栗町2108-10	建設業
	(有)TTK	南 四 郎	宇都宮市台新田1丁目13-5	商品卸売
	L I F Eクリエイター(株)	石 橋 直 也	宇都宮市下栗町699-13	一般建築
	(株)三栄	松 井 泰 大	宇都宮市川田町1048-6-305	広告代理店
	第一オフ輪印刷(株)	伴 清	宇都宮市下栗町701-9	いん印刷
陽 南 幕 田	(株)Teamup	高 橋 敏 光	宇都宮市西原町2085-5	労働者派遣業
	はまだ司法書士事務所	浜 田 龍 一	宇都宮市今宮4丁目13-8	司法書士
	(株)オーク	柏 崎 真 樹	宇都宮市大和1丁目8-12	書類作成
	(有)白鳳企画	大 山 桂 治	宇都宮市西川田南1丁目15-4	サービス業
	ウィンウィンウィン合同会社	笠 井 隆 行	宇都宮市今宮1丁目3-11	不動産賃貸
	(株)新田山	坂 本 幹 男	宇都宮市江曾島3丁目764-1	不動産管理業
	(株)アシスト	高 橋 和 希	宇都宮市江曾島1丁目15-10	建築業
	中村工業(株)	中 村 康 行	宇都宮市西川田5丁目4-3	管工事
	(株)パインヒルズ	松 岡 孝 一	宇都宮市西川田町974-1	飲食業
	(株)創建ハウス	五十嵐 環	宇都宮市西原町2085-2	建設業
	(株)K. kreis	大 貫 健	宇都宮市江曾島町1144-1	美容室
	(有)上澤建材	上 澤 敏 雄	宇都宮市西川田本町3丁目16-11	材木建材小売業
	(株)ユービーエス	飯 塚 晃 路	宇都宮市大塚町14-23	行政書士
	さ く ら	(株)暁	渡 邊 暁	宇都宮市鶴田町3397-16
(株)ウィルネクスト		大 久 徹 也	宇都宮市下砥上町77-4	建設業
(株)Mistress		高 塩 佳 嗣	宇都宮市砥上町10-7	エステ
(株)キーブネクスト		原 澤 直 人	宇都宮市鶴田町351-7	スクールビジネス
(株)諸鹿彩色		諸 鹿 大 介	宇都宮市鶴田町2903-1	建設業

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
さくら	(有)佐藤電機	佐藤 拓 郎	宇都宮市桜3丁目5-14	家電製品小売業
	(株)HOTAKA	亀岡 哲 哉	宇都宮市操町4-5	通信機器販売業
	(有)テーエス企画	鈴木 愛 子	宇都宮市鶴田町3397-5	不動産管理業
	(株)アフィリエイト	提橋 剛	宇都宮市鶴田町2549-3	人材派遣業
	(株)ビガートレーディング	増 渕 拓	宇都宮市砥上町327-57	テント等販売業
	(株)アルファジャパン宇都宮支店	山本 雅 一	宇都宮市陽西町1-83	卸売業
	栄輪工業(株)	中里 淳 一	宇都宮市大寛2丁目6-14	鉄骨加工業
(株)永井園	永井 有 三	宇都宮市西一の沢8-15	土産品・ノベルティ雑貨	
西原花房	(株)KTG	柿沼 利 憲	宇都宮市不動前2丁目1-30	飲食業
	林電波工業(株)	林 正 明	宇都宮市花房本町5-2	通信業
	(株)セカンドブーム	大塚 拓 也	宇都宮市吉野1丁目11-7	アプリケーション開発・企画・販売
	(株)Ruderal	小池 富 子	宇都宮市宮原3丁目1-31	デザイン
	YM企画	増 渕 洋 一	宇都宮市西原1丁目1-46	石油製品販売企画
馬場宮園	リッチオリオン通り店	緑川 正 美	宇都宮市曲師町5-4	リサイクル業(ブランド買取販売)
	合同会社PBC	高橋 信 行	宇都宮市江野町3-18	飲食業
	(有)ル・プラン	佐野 満	宇都宮市馬場通り3丁目1-21	飲食業
	Monpetit	富田 貴美子	宇都宮市江野町6-7	飲食店
北	高瀬熔接	高瀬 勝 春	宇都宮市岩原町676-1	製造業
	齋藤電工	齋藤 悟	宇都宮市徳次郎町302-1	電気工事
	イヅツカ工業(株)	飯塚 勝 幸	宇都宮市新里町丁604-28	土木工事
清原	やきとり備長	齋藤 勲	宇都宮市竹下町435-200	飲食業
	(株)こぶし急便	山中 重 雄	宇都宮市板戸町3733-1	運送業
城山	(株)梅澤	梅澤 直 志	宇都宮市駒生町1732-7	運送業
	(株)灯の台地	阿部 久 男	宇都宮市駒生町1219-1	介護事業
	クリアタッチ(株)	池田 公 也	宇都宮市大谷町1174	アプリ製作
	小皿イタリアンバル グラッパ	舛 渕 武 士	宇都宮市田下町200	飲食業
	岡田タイル	岡田 正 弘	宇都宮市駒生町2582-5	タイル工
	(有)佐宗屋	木滑 幸 子	宇都宮市田下町558	飲食・旅館・福祉・介護
	リーアル環境システム(有)	大森 一 男	宇都宮市下荒針町3567-4	住宅リフォーム業
	(株)田代シーリング	田代 宗	宇都宮市駒生1丁目22-11	防水業
	(有)F I X	高橋 孝 司	宇都宮市下荒針町2678-1226	自動車販売・修理
雀宮	(株)北関リース	水沼 正 好	宇都宮市南高砂町10-4	建築足場設置工事業
	(有)ケイ・アイ・エム	三嶋 厚 志	宇都宮市末広2丁目6-24	歯科技工
	増々(株)	増 渕 明 美	宇都宮市上御田町223-3	サービス業
	康開産業(株)	赤堀 開 司	宇都宮市雀の宮2丁目16-4	建材卸売業
	ぱんたろう商店(株)	原 大 介	宇都宮市みどり野町37-24	パン製造・小売業
	(有)エムアイティー	松田 啓 史	宇都宮市針ヶ谷1丁目17-26	自動車販売業
	(有)翔栄リース	増 渕 公 司	宇都宮市下反町町523-4	内装工事用足場リース
	(株)エム・プロダクト	佐藤 義 晴	宇都宮市針ヶ谷町1006	給排水工事業
	日環ホールディングス(株)	長野 榮 夫	宇都宮市インターパーク4丁目7-6	持株会社の運営・管理
	河内	五十嵐塗装(株)	五十嵐 文 治	宇都宮市中岡本町3750-8
栗田表装		栗田 英 典	宇都宮市下田原町3258-11	内装業
直井 正		同 左	宇都宮市宝井町381	農業
上三川	柳田商店	柳田 柳 太郎	上三川町梁618	建材業(家屋解体)
	小熊工業	小熊 博 昭	下野市上古山1838-2	左官工事業
	(株)サン発電	増 渕 勝 廣	上三川町下蒲生343-2	サービス業(太陽光発電)



株式会社 さくらメンテナンス
sakura maintenance Co., Ltd

株式会社さくらメンテナンス

代表者/櫻井 誠

- 住所：宇都宮市上田町1012
□TEL：028-674-2981 □FAX：028-674-1252
□事業種：浄化槽清掃・点検・水廻りリフォーム

より安心して快適な暮らしの水廻りトータルメンテナンスを！

【主な仕事内容】

- 浄化槽清掃・点検
- 浄化槽工事・修理
- 下水道接続工事
- 電気工事
- キッチン・浴室・トイレリフォーム
- 水漏れ・排水つまりなどのトラブル対処

どんな小さな仕事でも社員一同全力でやらさせていただきます。
ご相談等お気軽にお電話ください。



宇治川武道具（有限会社宇治川商事）

代表者/宇治川 昭

- 住所：宇都宮市南一の沢町2-39
□TEL：028-639-0009 □FAX：028-601-3810
□事業種：武道具販売

弊社は剣道具専門の製造販売をしております。日本の伝統文化である剣道を稽古・修練する剣士をサポートする事が弊社の役割と考えております。

確かな品質と一人一人のお客様の声を大切に、こだわりにお応えできるように日々努力しております。

ご来店を心よりお待ちしております。

企 業 紹 介



税理士法人澤田会計事務所

代表者/澤田 真由美

- 本店 □住所：宇都宮市元今泉3丁目23番18号
□TEL：028-634-5646 □FAX：028-634-5648
■せいきんの相談室（元今泉4丁目店）
□住所：宇都宮市元今泉4丁目2番21号
□TEL：028-688-0909 □FAX：028-688-0909
□URL：http://sawada-tax.jp □事業種：会計事務所

私たちの仕事は「お客様が夢に向かって専念できる環境をつくること」だと考えています。お客様にはできるかぎり業務活動に専念していただけるようサポートのご提案をしています。会計・税務のお手伝いだけでなく、お客様からのご要望に合わせて総務や管理部門等の業務をお引き受けするアウトソース先としてご活用いただいております。また、「せいきんの相談室」という名前で無料相談所をオープンしました。こちらはどなたでもお気軽にお立ち寄りいただけるよう、「店舗」として運営しています。毎月1回、弁護士と社労士の相談日も設けておりますのでどうぞご利用ください。



株式会社足利銀行雀宮支店

支店長/佐山 勉

- 住所：宇都宮市雀の宮4-1-8
□TEL：028-653-1231
□事業種：金融業

《おかげさまで開設50周年》

足利銀行雀宮支店は平成26年12月に店舗開設50周年を迎えました。50年もの永きにわたり営業することができましたのも、ひとえに地域の皆さま方のご厚情の賜と心より感謝申し上げます。これからもお客さまへの感謝の気持ちを胸に、地域密着型の総合金融機関として地域経済の発展に貢献するとともに、地域の皆さまに信頼され頼りにされる銀行を目指し、地道にそして着実に歩んでまいります。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。



小平興業株式会社

代表者／石黒 靖規

- 住所：宇都宮市西川田町1164
 □TEL：028-658-1600(代表) □FAX：028-659-0284
 □事業種：建設業(土木工事、環境工事、防災工事)

当社は、昭和40年設立以来建設業を通して「豊かな国土づくり」に貢献して参りました。近年は、大規模地震災害・風雪水災害が発生し、これらに対応した「強靱な国土づくり」をアシストしています。

工事区域は、宇都宮市、栃木県内、関東・東北一円。ご用命があれば、各地に出向き各地域環境の整備をお手伝いして参りました。

とき、ところは変わっても「万代不易」。変わらぬ自然への畏敬と誠心誠意をもって、安心・安全・快適な地域の暮らしを、建設という技と心で、今後とも守り進展して参ります。



(有)グローバル・インシュアランスサービス

代表者／森川 哲治

- 住所：宇都宮市中戸祭町828-1プレリオン戸祭内
 □TEL：028-624-3090 □FAX：028-624-3949
 □事業種：保険代理店

保険は安定的な社会を形成するために必要不可欠な制度であり、地域社会に直接貢献できる素晴らしい仕事であると信じています。

我々は、お客様の信頼と期待に確実に応え、責任を果たすプロフェッショナルであり続けることを使命として、日々精進し、社会の進歩発展に貢献します。

今後ともご愛顧賜りますようお願いいたします。

企 業 紹 介



〈創業 明治27年〉 目加田酒店

代表者／目加田 功士

- 住所：宇都宮市一番町2-3
 □TEL：028-636-4433
 □事業種：専門酒類販売

【仕事内容】日本全国の有名な銘酒〔日本酒と焼酎〕と隠れた銘酒を探し出し、お客様へご案内と販売をするお仕事です。かつて無名であった蔵元のお酒が有名になったり、お客様に知られていない酒でも美味しいと感動された時の喜びは、酒屋冥利につきます。

【お酒の寺子屋】日本酒のきき酒と勉強会を毎月開催中です。

◎マロニエリビング新聞の「旬のお酒を味わう会」

◎読売カルチャー宇都宮「美味しいお酒と話」

それぞれ、店内で月に2回〈金曜日〉開催中



カマタ鋼建株式会社

KAMATA KOUKEN co.,ltd

代表者／川 又 由 治

- 住所：宇都宮市新里町丁1726-1
 □TEL：028-665-0139
 □URL：<http://www.1049.cc/web/kamata/>
 □事業種：屋根・板金・足場工事

一、社会のニーズに応え、技術力、組織力と誠実な心を持ってお客様の満足と信頼を得る。

一、社員の個性を尊重し、能力・将来を期待し働きがいのある会社を作る。

当社は、足場、屋根工事を営んでおります。会社一丸となり、社会のお役に立つことをモットーに頑張っております。住宅から高層ビル、屋根、足場工事、鉄板リースなど幅広く行っております。御用がございましたら、お気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

青年部会

租税教室



講師を務める金柿副部長

昨年に引き続き主体的な租税教育活動への参画を青年部会事業の大きな柱と掲げております。今年度も各支部の租税教育活動に連携、連動しながら推進しております。11月25日、横川東小学校をかわきりに各エリアでの租税教室がスタートいたしました。晃宝小学校（12月4日）・岡本西小学校（12月5日）・中央小学校（1月27日）・富見小学校（1月27日）・富屋小学校（1月30日）の6校にて崎尾部会長はじめ青

年部会メンバーが講師を務めました。講師を務めました崎尾部会長のコメント



講師を務める崎尾部会長

今年度は岡本西小学校と、中央小学校の2校で講師を務めました。自分のなかでは毎年の恒例事業となり、小学校に訪問することが楽しみの一つとなっております。ただ、慣れていくつもりでも、小学生に対する租税教室ですから児童たちにとって理解してもらいたいと気負ってしまいました。気負って緊張する私に、児童たちの明るい笑顔での「おはようございます」の挨拶が緊張を解きほぐしてくれました。教室での児童たちとの距離が近くころには授業も終盤を迎え、名残惜しささえ感じました。税金が自分たちの生活には欠かせないものであることも理解してもらえたと思います。

部会メンバーに体験してもらいたいと思います。一億円のレプリカの威力（笑）や、小学生たちが真剣に聞き入る姿と租税活動の重要性も感じてもらいたいです。毎回勉強させられるこのような機会をありがとうございます。

委員会全体会議

平成27年2月9日、青年部会委員会全体会議を開催しました。全体会議では、各委員会活動について各委員長から報告されました。参加メンバーで活動を共有し、今後の委員会活動の在り方や委員会の体制について議論しました。

青年部会全国大会以降、青年部会のメンバーが減少し続けていることから、親会会員企業の後継者等への入会働きかけも勧めることとしました。このページをご覧ください。ださっている会員の皆様に御紹介の御協力を賜れば幸甚です。

合同講演会

平成27年3月19日にホテルニューイタヤにおいて、県内青年部会ならびに女性部会との共催による合同講演会を開催しました。講師に元山形新幹線カリスマ販売



講師の茂木久美子さん

員の茂木久美子さんをお招きし「人の5倍売る技術テクニクよりも大切なもの」と

題し御講演いただきました。お客様を見つめ、常に「どうしたら良いだろう。どのようにしたらお客様に喜んでいただけるだろう」と考え行動することを心掛けていたことを、御経験を交えながらお話しくださいました。茂木先生のスタンスは全ての職種に当てはまり、非常に参考になる講演でした。

講演会後の懇親会では参加した県内青年部会と女性部会の皆様と交流を図ることができ、大変有意義なひと時となりました。



講演会会場風景

女性会 女部

新年税務研修会開催



講師の吉池正一宇都宮税務署長

平成27年1月20日、16時より宇都宮グランドホテルに於いて、出席会員53名にて開催されました。

白井栄子部会長の新年の挨拶後、税務研修会に移りました。宇都宮税務署署長吉池正一様による「税のよもやま話」。相続税のミニ知識の資料とDVDの上映とで解りやすく解説いただきました。

第二部では、多くのご来賓の皆様からご挨拶を頂戴し開宴しました。会員の華やかな春の舞に見惚れつつ美味しい食事と弾む会話の後、全員で「花は咲く」の合唱で新年税務研修会を閉じました。

記 広報委員長 小杉恵子

特別合同研修会を開催

平成27年2月19日、14時30分より護国会館に於いて、青年部会と合同で出席者71名にて開催致しました。テーマは「おうちに帰ろう」在宅医療の理念と実際」で今後益々高齢化社会になり疾病や要介護状態の高齢者が増加する中、家族の介護問題は避けては通れない私たちの課題であります。そこで、講師に(医)社団宇光会村井クリニック院長の村井邦彦先生をお迎えして講話をいただきました。

内容は、スライド方式にて非常に解りやすく、重いテーマながらもユーモアも交えてのあつという間の2時間で、大変のりある合同研修会となりました。



特別合同研修会会場

平成26年度 第4回「税に関する絵はがきコンクール」を開催。



その他の受賞者一覧

- 宇都宮市立横川東小学校 (銅賞) 6年4組 齋澤 由依
- 宇都宮市立細谷小学校 (銅賞) 6年2組 大出 明梨尋
6年1組 高田 真奈央
6年1組 新川
- 宇都宮市立峰小学校 (銅賞) 6年2組 佐藤 啓貴

(敬称略)

今年度で4回目を迎えました「税に関する絵はがきコンクール」を宇都宮市立横川東小学校・細谷小学校・峰小学校の3校で実施致しました。今年度の応募総数は205点で、小学生とは思えない創造力豊かな力作が集まりました。1月30日には栃木県立美術館主任の谷村俊彦様を審査員にお迎えし、厳正な審査の結果、11点の入選作品を選出。2月26日には各校を訪問し、入賞者に表彰状と副賞を、また応募者全員に参加賞を贈呈して参りました。



税
女性部会長賞
宇都宮市立細谷小学校
6年2組 沼野 はる香さん



税
法人会長賞
宇都宮市立横川東小学校
6年2組 飯島 悠希さん



税
金賞
栃木県連代表作品
宇都宮市立横川東小学校
6年3組 嶋井 歌音さん



宇都宮市立横川東小学校
6年4組 荒川 葉奈さん



宇都宮市立横川東小学校
6年4組 重原 泉水さん



税
銀賞
宇都宮市立横川東小学校
6年4組 井口 真菜さん



絵はがきコンクール審査会場



収入印紙は いくらから 貼り付け しますか？

平成26年4月1日から受取書の収入印紙の取り扱いについて、もう一度確認していききたいと思いません。

平成26年4月1日以降に作成された売上代金の領収書は、5万円未満のものが非課税とされました。

(平成26年3月31日以前に作成された売上代金の領収書は、3万円未満のものが非課税でした。)

1 売上代金の受取書 (以下、領収書)

記載金額		税額
5万円未満のもの		非課税
5万円以上	100万円以下	200円
100万円を超え	200万円以下	400円
200万円を超え	300万円以下	600円
300万円を超え	500万円以下	1,000円
500万円を超え	1,000万円以下	2,000円
1千万円を超え	2千万円以下	4,000円
2千万円を超え	3千万円以下	6,000円
3千万円を超え	5千万円以下	10,000円
5千万円を超え	1億円以下	20,000円
1億円を超え	2億円以下	40,000円
2億円を超え	3億円以下	60,000円
3億円を超え	5億円以下	100,000円
5億円を超え	10億円以下	150,000円
10億円を超えるもの		200,000円
受取金額の記載のないもの		200円

(注1) 営業に関しないものは非課税となります。

2 消費税との関係

消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税の課税対象取引に当たって課税文書を作成する場合には、消費税額等が区分記載されているとき又は、税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととされています。なお、この取扱いの適用がある課税文書は、次の三つに限られています。

- (1) 第1号文書
(不動産の譲渡等に関する契約書)
- (2) 第2号文書
(請負に関する契約書)
- (3) 第17号文書
(金銭又は有価証券の受取書)

具体的な例をあげて説明すると次のようになります。

金銭の領収書に、「商品販売代金48000円、消費税額等3840円、合計51840円」と記載したとします。この場合、消費税額等

の3840円は記載金額に含めませんので、記載金額48000円となります。したがって、記載金額が5万円未満の領収書は非課税文書となりますので、印紙税は課税されません。

また、「商品販売代金51840円 税抜価格48000円」と税込価格と税抜価格の両方を具体的に記載している場合についても、消費税額等が容易に計算できることから、記載金額は48000円となります。

しかし、消費税額等について「うち消費税額等3840円」とではなく、「消費税額等8%を含む。」とした場合には、消費税額等が必ずしも明らかであるとは言えませんので、記載金額は51840円と取り扱われ、印紙税額は200円となります。

今回は商品販売代金の受取書を中心に確認しました。

その他にも不動産の譲渡、請負に関する契約書等の課税文書があり、各々について印紙税法に規定があります。

不明な点については税理士、最寄りの税務署等にてご確認ください。

(文責 関東信越税理士会)

宇都宮支部 古橋 鋭郎)

医師が語る健康のお話

肥 満



Yoichi Houzumi

ほうずみ・よいち

日光市生まれ、宇都宮高校、北海道大学医学部卒業、昭和54年宇都宮市で開業、宇都宮市医師会役員を経て、宇都宮市医師会会長、栃木県医師会会長、日本医師会副会長を歴任

ほうずみ整形外科内科・小児科医院
院長 宝住 与一

肥

満は現在一般に健康を維持するにあたって悪の根源のように言われていますが、そんなに悪いのでしょうか。

太り過ぎはやせ過ぎと同様悪いですが、酒と同じく皆さんが考えているほど、私は肥満が悪いとは思っていません。

私も若いころ、大学病院に勤務していた時に、小児科の先生と共同で子供の肥満について調査しました。結局は大学紛争で頓挫して止めたのですが、この目的は心肺機能と運動能力が正常であれば体系は問題ないというものでした。確かめることはできませんでしたが。

また、宇都宮に戻ってから自治医大で同様の調査をしようとしたが、大学の外来に来る患者さんで肥満の人には運動ができるような人がいなくて駄目でした。

しかし、大相撲の診療所の先生の幕内力士の健康診断の報告を聞いたことがあります。検査データは驚くほど良好で、軽い糖尿病の人はいましたが、あとはほとんどすべて正常に近く、そうでない人は幕内に上るまでにドロップアウトしてしまうのではないかと言っていました。今、一般に言われている肥満指数(BMI)を除いてですが。

BMIは「体重(kg)÷身長²」で、身長2メートル体重100kgの人は「100÷4(2×2) = 25」BMIは25という事です。

この指数は、一番良いのは22、24位と言われており、28以上は病的肥満と言われていますが、プロ野球選手や競輪選手の小柄な運動選手はほとんど病的肥満になってしまいます。因みに、私もBMI 28で病的肥満の仲間に入っていますが、健康には全く問題ありません。

先日、私の妻の太り気味の友人が「一寸飛び跳ねたらキックといって膝を痛めた」と来院しました。ダイエットのために急に運動を始めたらしいのです。

ダイエットのための運動は大変です。半端な運動では体重を減らすことはできません。食事を減らさなければ駄目です。

ほどほどに運動することは絶対必要ですが、一番良いのは動くことです。歩くこと、坂道や階段の登り降りをゆっくりすることです。これは、エネルギーは余り消費しませんが、体重は減りませんが、基礎代謝を下げません。中年以上の女の人で、水を飲んでも太ってしまうという人がいますが、殆ど食べなくても動かないといけません。山で遭難した時、「動くな。動くな。」と言うのは、太古の昔、避難して動けなくなつたとき、水さえあればかなり生き延びたのは、基礎代謝が下がるからで、それで長持ちするという事です。すなわち、体が食事を摂らないで動かないと、維持させるために体が反応

してエネルギーの消費を最小限にするために、なかなか痩せないということになります。

(基礎代謝とは体を維持するための最小限のエネルギーで、私が生みの頃、基礎代謝は、1350 Kcalと習いましたが、この何分の一かで済むのではないかと思っています。いくら食べても太らない人は基本的に基礎代謝が多く、すぐ太る人は基礎代謝が少ないと考えてください。)

という訳で普通の人は、食事を減らさないで運動して痩せることは大変難しいと思います。

私は、今薬を飲んでいますが聞きましたら、「今、何も飲んでいません」との答えだったので、「今、何も問題なければ今の状態が健康で、これ以上太らないようにすれば良い。わざわざ何かする必要はない。これ以上太らないようにしてください。そうすれば、長い間に少しずつやせます。」と言いました。

現在治療している病気がない人は、自覚症状がなければ、今の状態を健康と考えて余計なことを一切しないで、これ以上太らないという事を堅持することです。よろしいかと思っております。

因みに、私は身長162cm体重75kgでBMIは28.5位です。

何か具合の悪い自覚症状はありませんし、運動能力も年齢に比して普通と思っております。

税の百人一首の短歌をご紹介します。

税の百人一首 優秀作品

小学生の部 租税教育推進協議会会長賞

税金はみんなで納め助け合い

世界を助け豊かな国へ

宇都宮市立国本西小学校 六年一組 伊藤 瑠耶

小学生の部 国税モニター会会長賞

税金は全国民が払うもの

それが豊かなくらしの一步

上三川町立明治小学校 六年二組 大橋 琉那

小学生の部 国税モニター会会長賞

税金が今の日本をつくってる

みんなの力で国を豊かに

上三川町立北小学校 六年二組 岡本 健吾

中学生の部 税務署長賞

税金をみんなで納め未来に笑顔

少子高齢乗りこえよう

宇都宮大学教育学部附属中学校 一年四組 萩原 彩絵

中学生の部 租税教育推進協議会会長賞

税金は国民の金国の金

さあ目指そう豊かな未来

宇都宮市立上河内中学校 三年二組 伊沢 知悟

高校生の部 税務署長賞

この国をみんなで繋げ輝かせ

僕らの納税明日への切符

宇都宮短期大学附属高等学校 三年六組 川島 卓人

社会人の部 最優秀

納税は義務ですみんな期日まで

納めた税が国を動かす

宇都宮市 豊田 幸光

平成27年度 国税専門官採用試験要綱

受験資格

- 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
- 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

大学卒業程度

申込み等

- ★原則…インターネット申込み
- 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-Shiken.go.jp/juken.html>
- 受付期間
平成27年4月1日(水)午前9時～
4月13日(月) (受信有効)
- ★インターネット申込みができない場合…郵送又は持参
- 提出先
希望する第1次試験地に対応する国税局又は国税事務所
- 受付期間
平成27年4月1日(水)・4月2日(木)
(4月2日(木)までの通信日付印有効)

試験日

第1次試験日 平成27年6月7日(日)
第2次試験日 平成27年7月14日(火)～7月22日(水)の第1次試験合格通知書で指定する日時

試験地

第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市
松本市ほか
第2次試験地 さいたま市ほか

合格者発表日

第1次試験合格者 平成27年6月30日(火)午前9時
最終合格者 平成27年8月25日(火)午前9時

問合せ先

- インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課
TEL：03-3581-5311 内線2332
午前9時30分から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
- 上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係
TEL：048-600-3111 内線2097
午前8時30分から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

会員の声

当社における入社試験の面接事情について

例年、就職活動に関する話題がなにかと多くなる時期であります。就職活動の開始時期が後ろ倒しとなり就職活動期間が短期化する中、インターンシップ制度やリクルーター制度を導入するなど、各企業がより良い人材を確保すべく、工夫を凝らしていると思います。

全ての会社にとって、より良い人材の確保は大きなテーマだと思えます。私は現在の会社を立ち上げて24年目を迎えました。そして、現在までたくさんの方の入社面接を行ってまいりました。ふとした時に「健康保険被保険者証」の交付番号が当社の社員数よりあまりにも多いことに驚いたことがあります。

入社を決めた時には「見習い期間」として3ヶ月を頂いておりますが、その方がそのまま社員として引き続き頑張っているかといえますと、現実はまだたく反対の結果となっております。

以前は、新入社員の方がやめると、いつも社員からは決まって「社長は見る目がない」と言われておりました。それもそのはずで、実際に面接時間は20分程度しかありません。ましてや、面接で聞かれる内容を事前に想定して十分に準備

をして臨む方を相手にする訳です。実際に面接を行うと、返事もテキパキと返ってきます。当然ながら、私もそれを見抜こうとし、そしてできるだけその人物を知ろうとする訳ですが、時間も限られる中ですから、当然ながら、全てを見抜ける訳ではありません。

そこで自分なりに「知恵」を出しました。現実的に、私一人では十分にその人物を見抜くことはできないのですから、社員とともに面接を行うことにしました。社員の中には面接に臨む方と同年代の者もおりますので、私一人で面接を行うよりも、多面的にそして格段に多くのことを知ることができるようになりました。

入社面接にあたり、社員も巻き込むことで、より良い人材を採用することができ、また、社員が入社前より関わることで、社員同士のコミュニケーションもよく取れるようになりました。

今では「社長は人を見る目がな」と言われることはなくなりました。万が一、入社後に退職することがあっても、社員も面接に関わっていることから、言えなくなっただけかもしれません。

企業にとって「人材」はまさしく「人財」であり、経営者にとって人材確保は永遠のテーマであります。今後も「雇われる者」と「雇う者」との果てしない戦いが続くのであります。

西原花房支部

支部長 吉田 恭平

広報誌「宮 MIYABITO びと」

有料広告
掲載のご案内

年4回 4月、7月、
10月、1月 発行

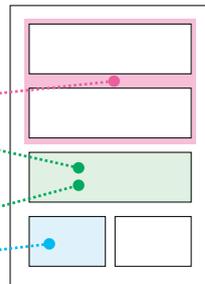
■料金表

裏表紙

- A4版 ● 1/2段…………… 30,000円
- 1段…………… 20,000円

中 面

- A4版 ● 1段…………… 10,000円
- 1段1/2段… 5,000円



広告の申込・お問い合わせは

公益社団法人 宇都宮法人会

TEL 028-648-9466

FAX 028-648-9468

会員企業間をリンクする 『企業紹介コーナー』への登録のご案内

宇都宮法人会では当会のホームページ上に「企業紹介コーナー」を開設しています。50音順、業種別検索が可能です。会員企業相互の取引先発掘および企業の業務PR、営業情報の交換等ビジネスツールとしてご活用下さい。もちろん掲載は無料です。掲載希望の方は、当会のホームページトップの「企業紹介コーナー」より登録できます。

(<http://www.utsuhou.or.jp>)

平成27年度 研修事業実施予定

開催月日	事業名	内容	開催月日	事業名	内容
4月13日	人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修	10月	人材育成研修	仕事力がすぐに身につくセミナー 営業力パワーアップ研修
4月16日	全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム福岡大会	11月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点 改正税法、消費税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官
4月22日	労務管理研修	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策	11月	年末調整説明会	源泉所得税年末調整事務手続き 宇都宮税務署法人課税部門担当官
5月11日 12日	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点 改正税法、消費税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官	11月	法人税実務セミナー	
5月17日	フェスタmy宇都宮 ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他	11月	全法連青年部会	全国法人会青年の集い茨城大会
5月	インターネット 活用セミナー		11月	秋季講演会	講師未定
6月2日	新設法人説明会	会社の誕生と税金 改正税法、源泉所得税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官	11月	国税局幹部講演会	関東信越国税局長
6月11日	第4回通常総会	会場／二荒山会館	11月	労務管理セミナー	
6月13日	チャリティ 名画鑑賞会	会場／栃木県総合文化センター	11月	理事会	
6月22日	経理実務研修会	初級経理実務 一日でわかる経理の基本と実務	1月	新年賀詞交歓会	
6月	マイナンバー制度 研修	マイナンバー制度の仕組みと 取扱いについて	1月	税の百人一首表彰式	宇都宮税務行政協力会主催 応募作品 小・中学校、社会人
7月	経理実務研修会	中小企業会計啓発・普及セミナー ●会計、資金、経営計画の基礎 ●管理会計の構築・活用について	2月	新設法人説明会	会社の誕生と税金 改正税法、源泉所得税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官
7月	とちぎ未来づくり 財団との協賛事業	●松竹大歌舞伎	2月	役員先進地視察研修	先進法人会との交流会 (組織、研修、社会貢献他)
8月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点 改正税法、消費税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官	2月	人材育成研修	管理者・経営者の能力開発研修
8月	パソコンセミナー		2月	労務管理・法律 セミナー	
8月	本部・支部・部会 合同懇談会	宇都宮税務署長講話	3月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点 改正税法、消費税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官
9月	時局講演会	講師未定	通年	インターネット セミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、 健康、政治経済、著名人他 セミナー数364講座
10月	新設法人説明会	会社の誕生と税金 改正税法、源泉所得税、印紙税他 宇都宮税務署法人課税部門担当官	随時	とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業 会員優待チケット販売	

※本部事業のみ掲載（開催月、内容は変更になることがあります）

会員の皆様へ 日本旅行宇都宮支店からのお知らせ



4/1より会員割引開始



日本旅行のパッケージツアー（マッハ、ベスト、赤い風船等）
全商品 3%割引いたします。（同伴者のご利用も可能です）
お申込みの際に法人会会員と係員にお申し出下さい

旅行のお申込み・お問い合わせ先

株式会社日本旅行宇都宮支店 宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル1階

電話 028-346-4170 FAX 028-346-7174

店頭営業時間：月～土曜日 10:00～18:00 日曜日・祝日は休業日

日本旅行はおかげさまで今年110周年

THANK YOU
110
TH
ANNIVERSARY